

事務局次長	課長	課長補佐	主幹	主査	主任	担当者	起案	年 月 日
							決裁	年 月 日
							発行日	年 月 日

確定申告用医療費通知書発行申請書

組 合 員 記 号 ・ 番 号	—	所 属 所 名	
組 合 員 氏 名		電 話 番 号	()
発行希望受診年月	年 月受診分	～	年 月受診分
<p>上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">和歌山県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名</p>			

【発行にあたっての留意事項】

- ・ **在職者は所属所共済事務担当課へ、退職者及び任意継続組合員は共済組合登録住所へ送付します。**
- ・ 当該医療費通知書の発行は、本申請書が共済組合に到着した時点で支払いが確定している受診分までとなります。
発行を希望される受診月によっては、即時に発行ができない場合がありますので、ご了承願います。
(支払い確定日の目安は受診月から2か月後の月末、接骨院等は3か月後の月末となります。)
- ・ 医療機関等からの医療費の請求が遅延している等の場合、記載されないことがありますので、ご了承願います。
- ・ レセプトは、診療内容の審査の関係で、本通知書記載の自己負担額と実際の負担額が相違する場合があります。
- ・ 公費負担医療、自治体独自の医療費助成等については、当該医療費通知書に反映されない場合があります。
その際は、ご自身で実際に負担した額に訂正してください。
- ・ 組合員や被扶養者全員分の受診した医療機関等の名称が記載されます。
被扶養者がおられる方は、必ずお申込みの際、同意・確認をしたうえで、本申請書の提出をお願いします。
なお、提出された方は、被扶養者全員の同意を得られたものとして発行します。
- ・ 接骨院等で受診された方で、柔道整復師等が団体に所属している場合、医療機関名には団体名が記載されます。
必要に応じて、領収書に基づき、ご自身で修正してください。
- ・ 確定申告用医療費通知書を添付することにより医療費控除の明細書の記載を省略することができますが、
記載内容の確認のため、確定申告期限から5年を経過するまでの間は、医療費の領収書の提示または提出を求められる
場合がありますので、領収書等はご自身で大切に保管してください。
- ・ マイナポータル連携を利用すると医療費控除に使用できる医療費通知情報を取得することができます。
医療費控除の詳細については、国税庁のホームページ等でご確認していただくか、所轄税務署にお問合せください。

事務局次長	課長	課長補佐	主幹	主査	主任	担当者	起案	年 月 日
							決裁	年 月 日
							発行日	年 月 日

確定申告用医療費通知書発行申請書

組 合 員 記 号 ・ 番 号	9999 — 99999	所 属 所 名	〇〇〇〇市
組 合 員 氏 名	〇〇 〇〇	電 話 番 号	XXX (XXXX) XXXX
発行希望受診年月	令和 〇 年 〇 月受診分 ~ 令和 〇 年 〇 月受診分		
<p>上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">和歌山県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p style="text-align: center;">令和 X 年 X 月 XX 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">申請者氏名 〇〇 〇〇</p>			

【発行にあたっての留意事項】

- ・ **在職者は所属所共済事務担当課へ、退職者及び任意継続組合員は共済組合登録住所へ送付します。**
- ・ 当該医療費通知書の発行は、本願書が共済組合に到着した時点で支払いが確定している受診分までとなります。
発行を希望される受診月によっては、即時に発行ができない場合がありますので、ご了承願います。
(支払い確定日の目安は受診月から2か月後の月末、接骨院等は3か月後の月末となります。)
- ・ 医療機関等からの医療費の請求が遅延している等の場合、記載されないことがありますので、ご了承願います。
- ・ レセプトは、診療内容の審査の関係で、本通知書記載の自己負担額と実際の負担額が相違する場合があります。
- ・ 公費負担医療、自治体独自の医療費助成等については、当該医療費通知書に反映されない場合があります。
その際は、ご自身で実際に負担した額に訂正してください。
- ・ 組合員や被扶養者全員分の受診した医療機関等の名称が記載されます。
被扶養者がおられる方は、必ずお申込みの際、同意・確認をしたうえで、本願書の提出をお願いします。
なお、提出された方は、被扶養者全員の同意を得られたものとして発行します。
- ・ 接骨院等で受診された方で、柔道整復師等が団体に所属している場合、医療機関名には団体名が記載されます。
必要に応じて、領収書に基づき、ご自身で修正してください。
- ・ 確定申告用医療費通知書を添付することにより医療費控除の明細書の記載を省略することができますが、
記載内容の確認のため、確定申告期限から5年を経過するまでの間は、医療費の領収書の提示または提出を求められる
場合がありますので、領収書等はご自身で大切に保管してください。
- ・ マイナポータル連携を利用すると医療費控除に使用できる医療費通知情報を取得することができます。
医療費控除の詳細については、国税庁のホームページ等でご確認していただくか、所轄税務署にお問合せください。